

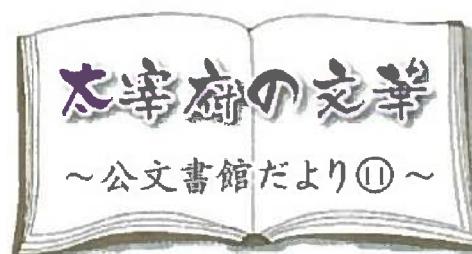
大正時代の文書事務

文書は、事務が正確、迅速かつ能率的に行われるよう処理しなければならない（太宰府市文書管理規程第3条第3項）——これは今も昔も同様で、戦前は文書の処理に関して町村の順位付けが行われることもありました。

大正6（1917）年9月4日、筑紫郡役所は郡内の各町村長に「文書ノ進達ニ関スル件」という通達を出します（『水城村役場庶務事績』）。

別紙として「町村期限文書調達遅速表」が付けられていますが、これは町村役場の各係（収入役・庶務・兵事・衛生・農商務・学務・税務）に「報告文書整理簿」を置き、提出すべき文書の期限経過件数や督促度数、付箋却下度数などを調査し、郡内20町村別に成績を付けたものです。大正4年から調査を始めますが、大正6年は各町村とも成績不振で「本年前半期に於ては再び一般に退歩を示すに至りしは甚だ遺憾」で、「之が向上を図るは一に吏員の熱誠勤勉に俟つも勿論なるを以て充分部下を督励し一層向上を見るべく御措置」を取るよう町村長に要求しています。

では、今の太宰府市を構成する太宰府町と水城村の成績を見てみましょう。残された資料から、大正5年度から8年度にかけての成績が分かりま



この時期の役場は、水城村の場合、事務をつかさどる書記は45名。これは明治45（1912）年から昭和17（1942）年まで変わりません。しかし業務は大正6年から、耕作戸数・耕作面積調査、収穫量調査、養蚕・家禽飼育状況報告など勧業関係の事務が増大していきます。太宰府町でも大正8年からは造林や麦作奨励などの事業が始ま（『太宰府市史 通史編III』）、日々事務に追われる役場内が想像されます。「文書調達遅速表」の順位はそれぞれの町村の規模や事務量の違いも大きいに関係していたと考えられ、速やかな文書の処理をひたすら「吏員の熱誠勤勉」に求めるのは当時ちょっと酷だつたのかもしれません。

北と南の四王寺（四天王寺）

大宰府政庁の背後に聳える四王寺山。天智4（665）年、ここに大野城が築かれたことは周知の通りです。したがつて、今年、平成27（2015）年は、その築造から1350年の節目の年にあたることになります。

この大野城には奈良時代末の宝龜5（774）年、新羅の呪詛を攘うために四王寺（四王院）が設けられ、ここで四天王法が行われることとなりました。これが現在の四王寺山という名前の由来と考えられます。

この四天王法は、平安時代になると山陰道でも行われたことが確認できます。貞觀9（867）年、八幅の四天王像五鋪が、伯耆、出雲、石見、隱岐、長門等国に下付きされています。これらの諸国が「西極」に近く、堺を新羅に接するという理由で四天王法を修すると、そのやり方は基本的に大野城における四天王法と同様でした。

さらに、出羽国においてもこの四天王法が修されていました。ひとつには『延喜式』主税上に、出羽国の出舉雜稻として「四天王修法僧供養并法服料二千六百八十束」が計上されており、同国において四天王法が行われていたことが知られます。そしていまひとつ、山形県川西町道伝遺跡から出土し



た木簡があります。この道伝遺跡は、出羽国置賜郡衙（郡役所）跡と推定され、遺物は8世紀末から10世紀末とされる大溝遺構から出土したものです。ここから出土した木簡の中に、冒頭に「四天王□」、その下に「観世音經」（妙法蓮華經觀世音菩薩普門品）

「多心經」（般若波羅密多心經、いわゆる般若心經）など6種の経典が記されたものがあります。これらは一般に広く普及していたものであり、出羽国で行われた「四天王法」の際に誦経された経典を書き上げたものではないか、と推定されているのです。またこの木簡には2カ所に木くぎが残存しており、どこかに打ち付けられていました。また、平安時代初期には出羽国秋田城内に「四天王寺」「四王堂舎」が設けられていたことも記録に残っています。

このように「四天王法」は、邊要國ないしはこれに近しい国々において、國家鎮護のために行われたものであつたことが推測できます。特に、大宰府の大野城と出羽国の秋田城という南北の軍事的拠点に「四王寺」（四天王寺）が置かれたことは注目すべきことであると思います。

宰府鋳物師平井氏と京都真継家

鋳物師とは、鉄や銅などの金属を溶かし、鋳型に流し込むことで、鍋や釜、梵鐘などの製品を作る職人のことです。市内の鉢ノ浦遺跡からは13世紀後半から14世紀前半にかけての梵鐘や湯鍋などを作ったと推定される遺構が発見されており、大宰府における鋳物師の活動の一端がうかがえます。

平井氏は大宰府在住の鋳物師で、九州惣官地頭職を持つ東氏の系譜を引く家とされ、鋳物師関係の古文書を今に伝えてています。中でも注目されるのは、戦国時代の京都の公家真継家との関わりを示す一連の文書です。

真継久直は、全国の鋳物師

組織を再編しようと各地の戦国大名の許を訪れました。真継家文書天文12（1543）年3月16日付後奈良天皇綸旨案は諸国の釜屋公事などについて再興することを命じるという内容ですが、実はこれは久直が偽作した偽文書で、これを根拠として各地の戦国大名に領国内の鋳物師から公事役（年貢）の徴収を求めました。大内氏の場合、天文18年3月18日、領国



国内において鋳物師公事役の徵収権を得ることに成功しました。

真継家文書に残る年貢催促状によると、東（平井氏）藤右衛門安秀は年間1貫200文を真継家に支払っていたようです。また、久直が「前々の筋目の旨に任せて」名字と紋を平井氏に与えた文書が平井家文書に残っていますが、この紋は菊の紋章であったことが近江の鋳物師の文書（野々宮神社文書）から明らかにされています。

こうした真継家との関係は断続的に江戸時代まで続いたようで、寛永年間（1624～44）、享保15（1730）年に、平井氏は京都真継家の要求に従い、鋳物師関係文書のリストや写しを送っています。

太宰府市公文書館

朱雀 信城

の安芸・周防・長門・石見・筑前・豊前の各国守護代に久直の催促に従い国内の鋳物師に公事役を勤めるよう命じた奉行人奉書の案文（写し）が真継家文書にあり、これに対応する筑前守護代杉興運の裏花押（効力を保障するため、写しの裏に記されたサイン）を持つ案文が平井家文書に残っています。

こうして、真継家は大内氏領

女性の紀行文－嘉永2年の宰府参り

江戸時代には交通網の整備、発達を背景に民衆の旅行が大流行し、全国の名所

旧跡や寺院、神社への参詣が盛んに行われました。太宰府天満宮も天神信仰が浸透していくなかで全国から参詣に訪れる人でにぎわいを見せ、太宰府について書かれた当時の紀行文は40集ほどが確認されています。そのなかには、女性が記したものもあります。女性が紀行文を書くことは江戸時代以前には限られていきましたが、江戸時代も後半になると、民衆旅行の増大と国学の隆盛による女流文芸の発達によつて、女性の紀行文も多く作られるようになりました。

「不知火日記」は、遠賀郡芦屋の商家「掛屋」の主婦中西栄子（1786～1864年）が記した紀行文です。栄子は、「太宰管内志」などの編集で知られる国学者伊藤常足の門人であり、常足門下の同輩たちとともに嘉永2（1849）年2月28日から4月5日まで37日間にわたつて筑前、筑後、肥後、肥前を旅しています。「いつか筑紫の国を見て廻りたいと思っていたが、今回筑前三十三ヵ所の観音めぐりをしないかと誘われたので旅に出ることにした」というのが旅の動機でした。「不知火日記」については、前田淑氏の『あしやの栄子と「不知火日記』に詳述されていますが、ここでは

栄子の宰府参りの様子について見てみましょう。

2月28日に芦屋を出発した一行は、飯塚を通過して久留米、熊本、長崎、唐津、博多の順に旅をしました。早良郡の脊振山を越えて太宰府に到着したのは出発から34日目である4月2日のことで、水城跡、苅萱の関、觀世音寺を見物しています。太宰府の史跡を巡りながら、栄子は

心に浮かんだ気持ちを和歌にあらわしており、水城跡では



崩れてもむかし作りし水茎の水城のあとはふかく見えけりと詠んでいます。天満宮へは翌3日に参詣し、「池の中に鯉・鮒・水鳥などがうち群れているのを大変めずらしく見て時を過ごした」とあり、飛梅のあたりに佇んで和歌を詠みました。

九重の庭のかをりを飛うめの
へだてぬ西のみやの玉垣

道真公を慕つて太宰府まで飛んで來たと伝えられる飛梅にちなんだ一首を作り、栄子は太宰府をあとにしました。その後は、宇美八幡宮を参詣し宗像の垂見峠を越えて芦屋への帰途につくところで旅は終わっています。栄子は、紀行文の完成後の元治元（1864）年に79歳で亡くなりました。

「学園都市」への夢と摸索

御笠五丁目にある公文書館の建物は、元國士館大学福祉専門学校の施設を改修したものです。福祉専門学校は平成7年当地に開講、同19年3月に最後の卒業生を社会に送りキャンパスとしての歴史を閉じます。学校用地の取得から数えると51年が経過しましたが、この半世紀は地域社会の歩みを考える上で特徴的なものとなっています。

平成29年に創立100周年を迎える國士館は本年3月『國士館百年史』史料編を行、その下巻には、昭和39年の校地取得から平成25年に市へ土地と建物を譲渡するまで、太宰府での開学に関する一連の資料が収録されています。

1960年代に始まる大学の規模拡大と総合学園化の潮流の中、新しい校地を求める國士館は創設者・柴田徳次郎の生地に近い太宰府に好適な土地を見出します。

候補地を視察した柴田梵天（徳次郎息子）は昭和39年7月31日付報告に、当地は他の候補に比べ「静寂でもあり、天満宮様とも近いため、又町長を始め町を挙げて学校誘致に協力的であり、校地としては最も適当するもののように思はれ」と述べています。この地は「出发前日にわかに話が出たもので急いで視察を致し」町側との思惑が一致、すぐ

に買収の交渉に入ります。当時の町長は中村義雄。日本が高度成長を遂げる中、太宰府町で学校・観光・住宅を三つの柱とする人口倍増計画を打ち出した人物で、現在市内にある大学はすべて中村町長の時代に誘致されたと言われています（『太宰府市史 通史編Ⅲ』）。

國士館は当初、太宰府に高等学校の設置を計画していましたが、周辺高校

との交渉問題や県の私立校抑制

政策により難航、柔道整復師養成校の設立へ変更を試みるも関係団体の反対にあい頓挫、開学までの道のりは険しいものとなりました。昭和62年、専門学校を設置することで計画がまとまり、用地の取得から31年を経た平成7年、ようやく時代に適つた形で福祉専門学校が誕生します。学校祭やボランティア活動を通して地域住民との交流も活発に行われましたが、周辺地域に介護福祉関連の学校が増加していく中、生徒の獲得が難しい状況となり、同19年に閉校となりました。（『國士館百年史』）。

昨年4月、國士館と太宰府市は文化交流協定を結んで武道・スポーツ・文化を中心とした交流を約し、地域との新たな関係を築こうとしています。



ミヤケと大宰府

古代大宰府の起源として、六国史（古代における勅撰による六つの編年体歴史書の総称）のひとつである『日本書紀』の宣化元（536）年5月1日条にみえる、いわゆる「那津官家」があげられています。江戸時代の国学者青柳種信も、この「那津官家」を「太宰府の始め」、また「太宰府の濫觴」としており、またこの「那津官家」を扱つた『筑紫官家考』を著しています。

「官家」は「ミヤケ」と読まれていますが、実はその表記はさまざまで、たとえば「屯倉」「屯家」「御宅」「三宅」などがあります。そこで、制度としての仕組みを記す際には「ミヤケ制」と表記される場合もあります。ただ、『日本書紀』では「ミヤケ」の多くを「屯倉」と表記していることから、米などを収蔵するための「倉」という字に注目して、当時のヤマト王権の直轄地であるとか、あるいは農業経営の拠点などと解釈されてきました。また、『日本書紀』は「ミヤケ」について部分的に「官家」という表記も用いており、「那津官家」はその一例です。ところが、大阪府長原（城山）遺跡から、「富官家」と記された7世紀後半の墨書

土器が出土したことから、「官家」が「ミヤケ」の本来的表記とも推測されており、またその性格も「屯倉」から連想された土地や農業経営と結びついたものというよりむしろ、ヤマト王権による地方支配の拠点、あるいは地方の有力者である国造による貢納の拠点などと考えられるようになつてきました。ミヤケとは、尊称「ミ」と家・宅を表す「ヤケ」との合成語です。



さて、このように考えられるとすると、「那津官家」についてもミヤケ制全体の観点から見直す必要がありそうです。実はこうした方向から「那津官家」を考えた研究は意外に少ないのです。「那津官家」に関する記事が、先の宣化元年5月1日条以外にみえないこともあって、この視点は重要であると思います。

しかし一方で、この「那津官家」を大宰府の起源とは考えない学説も現れており、その意味では、これも『日本書紀』に記されている「筑紫大宰」や「筑紫總領」といった大宰府の前史に関わるものも含めて、その起源と成り立ちを再検討することが求められているといえるでしょう。

大宰府における六十六部聖の活動

ろくじゅうろくぶひじり

平成4年、大宰府史跡第130次調査において、觀世音寺南門跡の遺構から墨書のある木札が発見されました。

木札は長さ33・2cm×幅4・0cm×厚さ0・5cmの大きさで、表面には以下の記載があります。

唵

元亨三年

肥後国臼間野庄西光寺

五月七日

六十

六部

写経

聖月阿弥陀仏

墨書は、肥後国玉名郡臼間野莊（現熊本県南関町一帯）の西光寺に止宿する月阿彌陀仏という聖が、六十六部の法華經を書きし、元亨3（1323）年5月7日、觀世音寺に法華經1部を奉納したということを意味します。

「六十六部」は後には六部ともいわれ、六十六部廻國聖のことと指します。これは、日本全国66カ国を巡礼し、1国1カ所の靈場に法華經を1部ずつ奉納することを行とする宗教者です。

冒頭の「唵」は、インドで一般的に宗教的な儀式の前後に唱えられる神聖な音です。ヒンズー教の教義學習では、「唵」の音はa・u・mの3字から成るとして、それ万物の發生・維持・終滅を示すと考えられました。のち、真言密教に入つて神聖な呪語となり、たとえば「オ

ン・アビラウンケン・ソワカ」（大日如來の真言）など、真言（呪）の冒頭によく用いられるようになります。

ところで、豊後余瀬文書には戦国時代のものと考えられている六十六部奉納所が記載されています。奉納所となる所が記載されています。奉納所となつてゐるのはその国における靈山・靈場で、一宮（国の鎮守神とされる神社）を多く含むという特徴があります。なお、筑前一宮は住吉神社（福岡市博多区住吉）ですが、この文書では筑前の奉納所は安樂寺（太宰府天満宮）となっています。



観世音寺と安樂寺の違いはありますか？

六十六部聖の奉納所がいざれも大宰府だったことは注目すべき事実です。中世の大宰府は安樂寺・觀世音寺をはじめとしてたくさんのお寺が所在し、かつ多様な宗派が流入する宗教都市というべき様相を見せます。奉納所が大宰府だったことは、他地域に対して筑前国内における大宰府の宗教的な優位性を示すと言えるかもしれません。

太宰府天満宮の雨乞い祈禱

祈禱とは、神仏に願い事を告げて祈る儀式のことです。江戸時代の太宰府天満宮でも、藩や大庄屋、それに「寸志祈禱」とよぶ社中からの要請で雨乞い・止風・悪病払いなどの祈禱が行われていました。なかでも、雨乞い祈禱による水の定期的な確保は領主層の重要なつとめであり、福岡藩では筥崎・太宰府・宝満・雷山・田島（宗像）の五社が雨乞いの祈禱所となっていました。渴水時には藩の寺社方から天満宮に雨乞いの要請があり、大般若經や法華經の読經を中心とした祈禱が行われましたが、これで効驗がない場合は雨乞いの秘法をもつ天満宮華台坊の水瓶祈禱が命じられました。



水瓶祈禱は、四王寺山の一峰水瓶山（岡見山）に埋められた雨壺を掘り出してこれに清めた雨壺を竹や麦藁で形作つた龍を山上にあげて祈禱を行うもので、これで雨が降らない場合には華台坊は辞職せねばならないほど重い役目となっていました。江戸時代の水瓶祈禱は、慶長17（1612）年から嘉永6（1853）年までの間に計13回行われたことが確認されていますが、これには水瓶祈禱を命じられても興行する前に降雨があつたため取りやめとなつた場合も含まれています。

このうち、天保5（1834）年の水

瓶祈禱については「岡見山雩水瓶御祈禱

太宰府市公文書館

太田 黒

眞美

記」（松垣文庫）という史料が残されています。天保5年7月23日に「雨遠につき御國中雨乞のため」7日間の水瓶祈禱が藩より命じられました。修法のための小屋掛けがなされ、祭壇には数多くの供物が並び、木製の雨龍が作られて水瓶山まで運ばれました。開闢（信仰の地としての山を開くこと）日の7月28日、華台坊は水色素絹の衣帶・帷子・中啓の姿で出勤し延寿王院ら総社家がそろつた上で巳ノ上刻（午前10時ごろ）から祈禱を始め、酉ノ上刻（午後5時ごろ）に雨が降りました。

通常、降雨があると古格に則った結願の儀の報告が延寿王院に届けられることになっていたので、翌29日に結願の旨を申し入れましたが、「文化2（1805）年の水瓶祈禱の折にも少しの降雨で結願を藩に申し出たら御國中すべてが潤うように祈禱せよと命じられたので、最初の定め通り7日間行うよう」と返答がありました。華台坊は水瓶祈禱を続け、2日目・6日目・7日目にも降雨があり、7日目で結願となりました。こうした大がかりな祭礼儀式には多額の費用と人足が投入されることとなつたでしょうが、国内で最も効驗のある雨乞いとして知られた水瓶祈禱はその役目を果たし切つたと言えるでしょう。

自転車愛好家、太宰府に集結

明治39（1906）年6月17日、太宰府天満宮境内で、福岡市の自転車同業組合主催、九州愛輪家懇親会が開催されます。参道の泉屋に事務所を置き、神苑内の茶店はすべて貸し切り、一千人祭の記念事業として明治34年に建てられた文書館は昼食会場に、社務所は抽選会場に充てられました。遠方からの参加者のため、福岡市内は大名と東公園に、筑紫郡内は一日市と原田にそれぞれ集合地が設定され、赤い徽章を付けた案内役がそこから各集団を先導。参加者には官公庁のお歴々や医師、事業家たちの姿も目立ち、この日は総勢500を超える自転車集団が太宰府を埋め尽くしました。

懇親会では、自転車競走や曲乗り、音楽隊の吹奏など企画されました。一番の目玉は100円の自転車が一等賞品の抽選会。明治39年当時、例えば太宰府町役場の課長さん級職員の年収は平均98円（「福岡県筑紫郡太宰府町明治39年度歳入出予算表」）。抽選会目当てに、わざわざ汽車に自転車を積み込んでまでやって来る愛好家も多かつたようです。

この様子は、「自転車大失敗濡れ日記」として新聞『九州日報』で9回にわたり紹介されました。ある記者が愛輪家の同僚とともに福岡市内から参加、



梅雨の晴れ間の下、往路はペダルも軽く、寄り道して観世音寺の仏像を見学。天満宮に着いて一等賞品の当選を祈願し、泉屋にて開会を待つ輪友たちと会流。ところが、期待高まる彼らの運命は、正午過ぎからの降雨により暗転します。文書館で大混雑の午餐を終えるも徐々に雨脚は強くなり、楽しみにしていた催しはほとんど中止。絵馬堂での自転車雨宿り代として3銭を徴収され、頼みの抽選会で手に入れたのは残念賞の「チツク」（整髪料）1本。さてこれから降り止まぬ雨の中、舗装もない夕闇の復路に挑まなくてはなりません。

どの参加者も雨具の用意なく、油紙や莫蘆を即席のカッパに仕立て、ぬかるむ悪路にバランスを崩すまいと必死の姿は沿道の見物人の笑いを誘い、記者氏は土産物調達もあきらめ、菅公に祈りつつ原稿執筆という使命感のみで新聞社を目指します。全身泥だらけの雄姿をさらした同行の同僚にいたつては、社で「泥喰院殿蚯蚓大居士」の称号を授かる始末。

しかしこの空前のイベント、紙上9回もの捧腹連載をもたらしたことは、記者氏にとってまさに天恵だったのではないでしょうか。

木簡と地域社会

大宰府政庁跡の西に隣接する丘陵は蔵司と呼ばれています。昭和45（1970）年、その西側（蔵司西地区）における発掘調査で、9点の木簡が出土しました。これらは大宰府史跡では初めて出土した木簡であり、また九州で出土した初めての木簡でもあったのです。そのうちの1点に、次のように記されたものがあります（同遺跡出土第4号木簡）。

八月廿日記貸稻数 □ 財部人 物 財

「貸稻」は古い呼称で大宝律令施行以降では「出挙」と呼ばれるようになった、稻穀の強制貸付のことです。春に稻穀（本稻）を貸し付けて、秋の収穫時に利息（利稻）を加えて返納させたのです。年月日の後に「記」を付す書式は7世紀末が下限とされることからも、大宝律令以前に遡るものとみてよさそうです。下部が欠損しているために不明な点も多いのですが、これは貸し付けた人名とその稻の束数を記した木簡と推定されています。

これによく似た木簡は、福岡県小郡市の井上薬師堂遺跡からも出土しています（同遺跡出土第2号木簡）。それによれば、「□（寅）年白日椋稻遣人」と記した後に、4行にわたって「黒人



赤加倍十」「山部田母之本廿」などの記載があります。「稻遣人」は出挙した稻がまだ返納されていない人のことを、「黒人赤加」「山部田母」はその人名、「倍十」の「倍」は「本稻十利稻」、「本廿」の「本」は「本稻」を意味すると推定されています。こう考えられると、黒人赤加は本稻・利稻合せて十束を、山ア田母は本稻二十束を、まだ返納していないということになります。しかも、「本稻十利稻」が「倍」とされていること（本稻と利稻を足して倍の量になる）からすれば、その利率は十割であった可能性が指摘されています。さらに「白日椋」は「しらいのくら」と訓み、倉庫の名前で、出挙の貸付・返納がそれを収納する倉を単位に行われていた証拠とも考えられています。つまりこの木簡は、当時の出挙による收取のあり方を、きわめて具体的にうかがうことのできる貴重な史料なのです。

出挙に関する木簡は、全国的にも出土例が増加しており、これまでには明らかにすることができなかつたその実態が徐々にみえてきました。いまや各地から出土する木簡は、こうした古代の地域社会のあり方を考えるうえで欠くことのできない史料となっています。